

<補助対象>

- 以下の要件を満たす国民健康保険料へ減免を行った保険者に対して特別調整補助金により財政支援を行うこととする。

		今回の取扱い
補助対象		
	主たる生計維持者の死亡	○ ※当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合
	主たる生計維持者が行方不明	○
	事業収入等の減少	損失金額3 / 10以上
	住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額
財政負担の要件		無し

※規約に基づいて行うものである必要がある。

<補助割合>

- 減免額の10 / 10を支援することを検討中。（令和6年能登半島地震の際も同様の対応を行っている）

<対象者>

- 災害救助法が適用された市町村を地区とする国保組合の当該地区内に住所を有する被保険者

<期間>

- この取扱いは、**令和8年度まで**とする。